

# 愛知県高等学校文化連盟規約

# 愛知県高等学校文化連盟規約

## 第1章 総 則

### (名 称)

第1条 本連盟は、愛知県高等学校文化連盟と称する。

### (事務局)

第2条 事務局を名古屋市中区三の丸三丁目2番1号の愛知県東大手庁舎内に置く。また、別室を、原則として理事会長の所属する学校に置き、それぞれに事務局員若干名を置く。

### (目 的)

第3条 本連盟は、学校教育の本旨に則り、愛知県内の高等学校、特別支援学校高等部、中等教育学校後期課程、及び高等専門学校(第3年次まで)、並びに専修学校・各種学校の高等課程(以下「高等学校等」という。)の文化活動の健全な発展を図ることを目的とする。

### (事 業)

第4条 本連盟は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 高等学校等の文化活動に関する調査・研究
- (2) 高等学校等の文化に関する研修会、講習会及び鑑賞会
- (3) 高等学校等の総合的文化行事
- (4) その他本連盟の目的達成に必要な事業

### (組 織)

第5条 本連盟は、愛知県内の高等学校等をもって組織する。

## 第2章 機 関

### (機 関)

第6条 本連盟に次の機関を置く。

- |               |                   |
|---------------|-------------------|
| (1) 評 議 員 会   | (2) 理 事 会         |
| (3) 事 業 部 会   | (4) 校 長 理 事 会     |
| (5) 常 任 理 事 会 | (6) 専 門 部 長 連 絡 会 |

### (機関の構成)

第7条 機関の構成員は、次のとおりとする。

- (1) 評議員会は、本連盟に加盟している高等学校等からの代表者をもって構成する。
- (2) 理事会は、理事をもって構成する。
- (3) 事業部会は、事業部長、事業部副部長、事務局、事業部担当理事(事業部理事・副理事、還元事業担当理事、演劇、放送、吹奏楽、文芸、展示部門担当理事)をもって構成する。
- (4) 校長理事会は、理事会に属する校長をもって構成する。
- (5) 常任理事会は、会長、副会長、事業部長、事業部副部長、会計部長、特別支援学校代表をもって構成する。
- (6) 専門部長連絡会は、専門部長をもって構成する。

### (会 議)

第8条 各機関の会議は、会長が招集する。

- (1) 各機関の会議は、構成員の2分の1以上の出席により成立するものとし、委任状はこれを認める。
- (2) 議決は、出席者の過半数による。

## 第3章 機 構

### (機 構)

第9条 本連盟の業務を執行するため、支部及び専門部を置く。

- (1) 支部は、県内6地区に区分し、その機構は、別表1のとおりとする。
- (2) 専門部は、16部門とし、その機構は、別表2のとおりとする。
- (3) 本連盟の支部規程及び専門部規程は、別に定める。

## 第4章 役員

### (役員)

第10条 本連盟に次の役員を置く。

- |          |          |              |         |
|----------|----------|--------------|---------|
| (1) 会長   | 1名       | (2) 副会長      | 若干名     |
| (3) 評議員  | 各加盟校代表1名 | (4) 専門部会長    | 各1名(校長) |
| (5) 理事会長 | 1名       | (6) 事業部長・副部長 | 各1名     |
| (7) 会計部長 | 1名       | (8) 理事       |         |
| (9) 支部長  | 各1名      | (10) 専門部長    | 各1名     |
| (11) 監事  | 2名       |              |         |

第11条 支部に次の役員を置く。

- |         |     |          |    |
|---------|-----|----------|----|
| (1) 支部長 | 1名  | (2) 副支部長 | 2名 |
| (3) 幹事  | 若干名 | (4) 会計   | 2名 |

第12条 専門部に次の役員を置く。

- |            |    |          |     |
|------------|----|----------|-----|
| (1) 専門部会長  | 1名 | (2) 専門部長 | 1名  |
| (3) 専門部副部長 | 2名 | (4) 委員   | 若干名 |
| (5) 会計     | 2名 |          |     |

### (役員職務)

第13条 役員職務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、会務を統轄し、本連盟を代表する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。
- (3) 評議員は、本連盟の事業の審議にあたる。
- (4) 専門部会長は、それぞれの専門部会を代表し、その部会の業務を統轄する。
- (5) 理事会長は、理事会を統轄する。
- (6) 事業部長は、事業部を統轄し、本連盟の業務執行について理事会に助言する。
- (7) 会計部長は、会計業務全般を処理する。
- (8) 広報部長は、広報部を統轄し、広報活動を推進する。
- (9) 理事は、理事会を組織し、会務を処理する。
- (10) 支部長は、それぞれの支部を代表し、その支部の業務を統轄する。
- (11) 専門部長は、専門部会長を補佐し、それぞれの専門部の業務を処理する。
- (12) 監事は、会計を監査する。

### (役員選出)

第14条 役員選出は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、評議員会において選出する。
- (2) 副会長は、評議員会において選出し、会長が委嘱する。
- (3) 専門部会長及び支部長並びに副支部長は、評議員会の議を経て、会長が委嘱する。
- (4) 理事会長は、理事会において選出する。
- (5) 事業部長及び事業部担当理事は、理事会において選出し、会長が委嘱する。
- (6) 広報部長及び広報部担当理事は、理事会において選出し、会長が委嘱する。
- (7) 会計部長は、理事会において選出し、会長が委嘱する。
- (8) 理事は、次の者の中から選出された者を評議員会に推薦し、会長が委嘱する。

ア 加盟校長	若干名	イ 支部	各1名
ウ 専門部	各1名	ウ その他	若干名
- (9) 専門部長及び専門部副部長は、評議員会の議を経て、会長が委嘱する。
- (10) 監事は、評議員会において選出する。

2 役員重任は妨げない。

### (役員任期)

第15条 役員任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 役員に欠員が生じたときは、必要により補充することがある。ただし、補充による役員任期は、前任者の残任期間とする。

## 第5章 会計

### (経費)

第16条 本連盟の経費は、分担金、補助金、寄付金、その他の収入をもって充てる。

### (会計年度)

第17条 本連盟の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

### (会計経理)

第18条 本連盟の会計は、別に定める愛知県高等学校文化連盟会計規程による。

**附 則**

- 1 この規約は、評議員会の議決によらなければ変更することができない。
- 2 この規約に必要な規程は、会長が定める。
- 3 この規約は、昭和60年12月25日から施行する。
- 4 平成14年5月31日 一部改正
- 5 平成16年6月2日 一部改正
- 6 平成17年6月1日 一部改正
- 7 平成19年5月30日 一部改正
- 8 平成24年6月5日 一部改正
- 9 平成25年5月31日 一部改正
- 10 平成29年5月31日 一部改正
- 11 令和4年6月1日 一部改正

**別表 1**

支 部	区 域
愛知県高等学校文化連盟名古屋北支部	千種区、東区、北区、西区、守山区、名東区、瀬戸市、春日井市、尾張旭市、長久手市
愛知県高等学校文化連盟名古屋南支部	中村区、中区、昭和区、瑞穂区、緑区、中川区、港区、南区、熱田区、天白区、豊明市、日進市、愛知郡
愛知県高等学校文化連盟尾張支部	一宮市、津島市、犬山市、江南市、小牧市、稲沢市、岩倉市、北名古屋市、愛西市、清須市、弥富市、あま市、西春日井郡、丹羽郡、海部郡
愛知県高等学校文化連盟知多支部	半田市、常滑市、東海市、大府市、知多市、知多郡
愛知県高等学校文化連盟西三河支部	岡崎市、碧南市、刈谷市、豊田市、安城市、西尾市、知立市、高浜市、みよし市、額田郡
愛知県高等学校文化連盟東三河支部	豊橋市、豊川市、蒲郡市、新城市、田原市、北設楽郡

**別表 2**

専 門 部 名	専 門 部 名
吹 奏 楽 専 門 部	囲 碁 専 門 部
合 唱 専 門 部	将 棋 専 門 部
器 楽 ・ 管 弦 楽 専 門 部	美 術 ・ 工 芸 専 門 部
日 本 音 楽 専 門 部	書 道 専 門 部
吟 詠 専 門 部	写 真 専 門 部
郷 土 芸 能 専 門 部	自 然 科 学 専 門 部
演 劇 専 門 部	文 芸 専 門 部
放 送 専 門 部	ボ ラ ン テ ィ ア 専 門 部
軽 音 楽 部	競 技 か る た 部

**愛知県高等学校文化連盟事務局専任職員規程**

- 第1条 この規程は、愛知県高等学校文化連盟規約第2条により定める。
- 第2条 事務局は、本会に属する事務を処理するものとする。
- 第3条 事務局には、専任の事務局長を置く。
  - 2 事務局長は、理事会の承認を経て、会長が委嘱する。
  - 3 事務局長は、会長の命を受け本会の事務を司る。
- 第4条 給与、服務、その他事務局長に関する重要な事項は、理事会に諮り会長が定める。
- 第5条 事務局には、必要に応じ事務局員、及び臨時雇用職員を置くことができる。
- 第6条 この規程の改正は、理事会において行う。

**附 則**

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

## 愛知県高等学校文化連盟専門部規程

### (総 則)

第1条 この規程は、愛知県高等学校文化連盟規約第9条第3項の規程により、専門部に関する事項を定める。

### (目 的)

第2条 専門部は、文化活動の健全な普及・発展を図るとともに、本連盟の目的達成に寄与することを目的とする。

### (事 業)

第3条 専門部は、前条の目的達成のために、次の事業を行う。

- (1) 各専門部における文化行事の開催
- (2) 各専門部における研修会、講習会、鑑賞会の開催
- (3) その他本連盟の目的達成に必要な事業

### (組 織)

第4条 専門部は、文化活動の種目別に組織し、その名称は、別表のとおりとする。  
2 専門部の支部の区域は、支部規程に準ずる。

### (役 員)

第5条 各専門部には、次の役員を置く。

- (1) 専門部会長 1名
- (2) 専門部長 1名
- (3) 専門部副部長 2名
- (4) 委 員 若干名
- (5) 会 計 2名

第6条 各専門部会長は、加盟校の校長から会長が委嘱する。

2 各専門部会長は、それぞれの専門部を代表し、その部会の業務を統轄する。

第7条 専門部長は、その専門部に所属する部顧問より選出し、評議員会に推挙する。

2 専門部長は、専門部会長を補佐し、各専門部の業務を執行するとともに、専門部会長に事故があるときは、その職務を代行する。

第8条 専門部副部長は、その専門部に所属する部顧問より選出し、評議員会に推挙する。

2 専門部副部長は、専門部長を補佐し、各専門部の業務の執行に当たるとともに、専門部長に事故があるときは、その職務を代行する。

第9条 委員は、その専門部に所属する部顧問より各支部ごとに選出する。

2 委員は、委員会を組織する。

第10条 会計は、その専門部に所属する部顧問より選出する。

2 会計は、専門部会計の処理に当たる。

第11条 役員任期は、本連盟規約に準ずる。

### (会 議)

第12条 各専門部の会議は、委員会とする。

2 委員会は、専門部役員をもって構成する。

第13条 委員会は、専門部会長が招集する。

2 委員会の議長は、専門部会長とする。

3 委員会は、専門部の業務の執行について、必要な事項を議決する。

### (会 計)

第14条 専門部の経費は、別に定める補助金をもって充て、会計年度は、本連盟規約に準ずる。

## 附 則

この規程は、昭和60年12月25日より施行する。

平成14年5月31日 一部改正

平成25年5月31日 一部改正

## 別表

専 門 部 名	
吹 奏 楽 専 門 部	囲 碁 専 門 部
合 唱 専 門 部	将 棋 専 門 部
器 楽 ・ 管 弦 楽 専 門 部	美 術 ・ 工 芸 専 門 部
日 本 音 楽 専 門 部	書 道 専 門 部
吟 詠 専 門 部	写 真 専 門 部
郷 土 芸 能 専 門 部	自 然 科 学 専 門 部
演 劇 専 門 部	文 芸 専 門 部
放 送 専 門 部	ボ ラ ン テ ィ ア 専 門 部
軽 音 楽 部	競 技 か る た 部

### 愛知県高等学校文化連盟支部規程

#### (総 則)

第1条 この規程は、愛知県高等学校文化連盟規約第9条の第3項の規定により、支部に関する事項を定める。

#### (事務局)

第2条 支部の事務局は、支部長の学校に置く。

#### (目 的)

第3条 支部は、各支部における高等学校文化の振興を図り、本連盟の目的達成に寄与することを目的とする。

#### (事 業)

第4条 支部は、前条の目的達成のために、次の事業を持つ。

- (1) 支部における各種文化行事の開催
- (2) 支部における研修会、講習会、鑑賞会の開催
- (3) その他本連盟の目的達成に必要な事業

#### (組 織)

第5条 支部の名称及び区域は、別表のとおりとする。

#### (役 員)

第6条 支部に次の役員を置く。

- (1) 支部長 1 名
- (2) 副支部長 2 名
- (3) 幹 事 若干名
- (4) 会 計 2 名

第7条 支部長は、支部内の加盟校校長の互選により選出し、評議員会に推挙する。

2 支部長は、支部を代表し、支部の業務を統轄する。

第8条 副支部長は、支部において選出し、評議員会に推挙する。

2 副支部長は、支部長を補佐し、支部長に事故があるときは、その職務を代行する。

第9条 幹事は、各支部加盟の専門部代表をもって充てる。

2 幹事は、支部幹事会を組織する。

第10条 会計は、各支部において選出する。

第11条 役員の任期は、本連盟規約に準ずる。

#### (会 議)

第12条 支部の会議は、支部幹事会とする。

2 支部幹事会は、支部役員をもって構成する。

第13条 会議は、支部長が招集する。

2 支部幹事会の議長は、支部長とする。

3 支部幹事会は、支部の業務の執行について必要な事項を議決する。

第14条 支部長は、必要に応じその他の会議を招集することができる。

#### (会 計)

第15条 支部の経費は、別に定める支部交付金をもって充て、会計年度は、本連盟規約に準ずる。

#### 附 則

この規定は、昭和60年12月25日から施行する。

平成19年5月30日一部改正

平成24年6月5日一部改正

別表

支 部	区 域
愛知県高等学校文化連盟名古屋北支部	千種区、東区、北区、西区、守山区、名東区、瀬戸市、春日井市、尾張旭市、長久手市
愛知県高等学校文化連盟名古屋南支部	中村区、中区、昭和区、瑞穂区、緑区、中川区、港区、南区、熱田区、天白区、豊明市、日進市、愛知郡
愛知県高等学校文化連盟尾張支部	一宮市、津島市、犬山市、江南市、小牧市、稲沢市、岩倉市、北名古屋市、愛西市、清須市、弥富市、あま市、西春日井郡、丹羽郡、海部郡
愛知県高等学校文化連盟知多支部	半田市、常滑市、東海市、大府市、知多市、知多郡
愛知県高等学校文化連盟西三河支部	岡崎市、碧南市、刈谷市、豊田市、安城市、西尾市、知立市、高浜市、みよし市、額田郡
愛知県高等学校文化連盟東三河支部	豊橋市、豊川市、蒲郡市、新城市、田原市、北設楽郡

愛知県高等学校文化連盟会計規程

愛知県高等学校文化連盟規約第18条の規定により、会計規定を次のとおり定める。

第1条 学校分担金は、次の基準によって算出する合計額とし、毎年5月末日までに納入するものとする。  
ただし、この場合の生徒数は、その年の5月1日現在の在籍数とする。

全日制課程 230円（生徒1名につき）

定時制課程・通信制課程 100円（生徒1名につき）

特別支援学校高等部は徴収しない。

第2条 旅費支給規定は、別に定める。

第3条 上部団体負担金は、当該団体の規定による金額を加盟金として納入する。

第4条 支部運営費及び専門部運営費は、予算の範囲内で補助し、必要に応じ報告を求めることができる。

第5条 本県高等学校文化活動に貢献するものに対して、研究調査費を補助することができる。

第6条 全国高等学校総合文化祭等に県代表として参加する生徒に対し、旅費を補助することができる。  
全国高等学校総合文化祭優秀校東京公演に参加する場合もこれに準ずる。

附 則

平成4年4月1日 一部改正（学校分担金額）

平成7年4月1日 一部改正（学校分担金額）

平成11年6月8日 一部改正（定時制、盲・聾・養護学校高等部分担金額）

平成19年5月30日 一部改正（法改正による呼称変更）

平成21年8月3日 一部改正（優秀校東京公演旅費規定追加）

平成23年1月26日 一部改正（通信制課程追加）

平成24年6月5日 一部改正（学校分担金額）

平成30年9月19日 一部改正（規約との呼称統一）

愛知県高等学校文化連盟の加盟及び脱退に関する内規

第1条 この内規は、愛知県高等学校文化連盟への加盟及び脱退に関する事項を定める。

第2条 愛知県高等学校文化連盟への加盟は、毎年度に通知する学校分担金の納入及び納入明細書の送付により成立する。

第3条 脱退については、書面による申出により理事会、評議員会の議を経て脱退することができる。  
また、愛知県高等学校文化連盟が定める諸規定を果たさない事実がある学校については、理事会、評議員会において改善の勧告、脱退について審議するものとする。

附 則 この内規は平成4年6月5日から施行する。

## 愛知県高等学校文化連盟専門部設置及び脱退に関する内規

- 第1条 この内規は、愛知県高等学校文化連盟の専門部設置及び脱退に関する事項を定める。
- 第2条 専門部設置を申請できる団体は、本条各号に定める要件を満たしているものとする。
- (1) 設置希望年度の前年度に新専門部育成助成費をうけている団体であること。
  - (2) 高等学校加盟校の生徒が概ね50名以上団体に所属しており、学校数が5校以上にわたること。
- 第3条 専門部設置を希望する団体は、本条各号に定める事項を記載した専門部設置申請書を別紙様式により作成し、愛知県高等学校文化連盟会長あて提出するものとする。
- (1) 申請理由書
  - (2) 部会長、部長予定者を定め、事務局を置き、それを証明する書類
  - (3) 活動状況を明らかにする書類
  - (4) 予算書、決算書
- 第4条 関係書類の提出をうけた事務局は、理事会において審議し、評議員会において議決するものとする。
- なお、承認された専門部に係る予算措置については、承認された翌年度とする。
- ただし、承認された年度は、50,000円を限度として助成することができる。
- また、育成助成費は理事会の審議を経て支出することができる。
- 第5条 事務局は第4条の議決結果を申請団体に連絡する。
- 第6条 脱退については、書面による申出により理事会、評議員会の議を経て脱退することができる。
- また、愛知県高等学校文化連盟が定める諸規程を果たさない事実がある専門部については、理事会、評議員会において改善の勧告、脱退について審議するものとする。

附 則 この内規は平成5年6月4日から施行する。

## 愛知県高等学校文化連盟専門部からの分離独立に関する内規

- 第1条 この内規は、愛知県高等学校文化連盟の専門部からの分離独立に関する事項を定める。
- 第2条 専門部からの分離独立を申請できる団体は、本条各号に定める要件を満たしているものとする。
- (1) 分離独立を申請した年度に愛知県高等学校文化連盟の定めるところの専門部で活動していること。
  - (2) 高等学校加盟校の生徒が概ね50名以上団体に所属しており、学校数が5校以上にわたること。
- 第3条 分離独立を希望する団体は、本条各号に定める事項を記載した分離独立申請書を別紙様式により作成し、愛知県高等学校文化連盟会長あて提出するものとする、
- (1) 申請理由書
  - (2) 部会長、部長予定者を定め、事務局を置き、それを証明する書類
  - (3) 活動状況を明らかにする書類
  - (4) 予算書、決算書
- 第4条 関係書類の提出をうけた事務局は、理事会において審議し、評議員会において議決するものとする。
- (1) 承認された専門部に係る予算については、当該専門部の中での予算配分を考慮して予算要求手続きをするものとし、予算措置は承認された翌年度とする。
  - (2) 当該専門部の中において、予算配分を受けていない分離独立専門部については、承認された年度は50,000円を限度として助成することができる。
  - (3) 育成助成費は理事会の議を経て支出することができる。
- 第5条 事務局は第4条の議決結果を申請団体に連絡する。

附 則 この内規は平成5年6月4日から施行する。



## 愛知県高等学校文化連盟基金規程

- 第1条 愛知県高等学校文化連盟（以下「連盟」と称する。）は、財政運営の安定をはかるため基金規程を設ける。
- 第2条 本規程は、つぎのとおりとする。
- 1 本連盟一般会計からの繰入金
  - 2 本規程への受入れが妥当な寄付金等
- 第3条 本規程は、愛知県高等学校文化連盟規約第4条に定める各事業実施に支障をきたす場合に、理事会の議決により支出することができる。
- 第4条 基金は、適正な執行方法により処理し、保管については会長が保管する。
- 第5条 本基金の会計は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
- 第6条 本基金の会計は、監事の監査を経て、評議員会の承認を受ける。
- 第7条 本基金の経理につき必要な事項は、会長が定める。
- 第8条 本規程の改正は、評議員会の議決を必要とする。

附 則 この規程は、平成4年6月5日から施行する。

## 全国高等学校総合文化祭愛知大会の準備・運営に係る積立金会計規程

- 第1条 愛知県高等学校文化連盟（以下「連盟」という）は、令和15年度に実施が予定されている全国高等学校総合文化祭愛知大会（以下「全国総文祭愛知大会」という。）の財政運営の安定をはかるため、積立金会計を設ける。
- 第2条 本規程は、つぎのとおりとする。
- 1 本連盟一般会計からの繰入金
  - 2 本規程への受入れが妥当な寄付金等
- 第3条 本規程は、全国総文祭愛知大会の準備・運営に資する経費であると判断される場合、全国総文祭愛知大会準備委員会または同実行委員会の議決により支出することができる。
- 第4条 本積立金は、適正な執行方法により処理し、会長が保管する。
- 第5条 本積立金会計は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
- 第6条 本積立金会計は、監事の監査を経て、評議員会の承認を受ける。
- 2 本積立金会計は、全国総文祭愛知大会が終了した翌年度の評議員会に最終の収支決算書を提出し、議決を経たうえで、差引残額のすべてを愛知県高等学校文化連盟基金に繰り入れ、同時に廃止するものとする。
- 第7条 本積立金会計の経理につき必要な事項は、会長が定める。
- 第8条 本規程の改正は、評議員会の議決を必要とする。

附 則 この規程は、令和4年6月1日から施行する。

## 愛知県高等学校文化連盟特別表彰実施規程

（趣旨）

- 第1条 愛知県高等学校文化連盟は、加盟校の振興・発展に資するため、文化活動において顕著な功績を収めた個人または団体に対して「愛知県高等学校文化連盟特別賞」（以下「特別賞」という。）を授与する。

（表彰基準）

- 第2条 特別賞は、原則として、全国レベルの大会や顕彰制度等（以下「全国大会等」という。）において高位の成績を収めた個人または団体に授与する。
- 2 対象となる全国大会等は、開催趣旨や規模、伝統、権威性などにおいて高い評価が得られているものに限る。
  - 3 対象となる全国大会等には、全国高等学校文化連盟または各都道府県高等学校文化連盟が主催・共催・後援する全国大会等は含まない。

(申請)

第3条 各専門部会長は、前条に該当する個人または団体について、愛知県高等学校文化連盟会長（以下「会長」という。）に対して特別賞の授与を申請することができるものとする。

2 専門部が設置されていない部門に係る場合は、当該の個人または団体が所属する加盟校の校長が申請する。

3 「特別賞授与申請書」の様式は別途定める。

(選考)

第4条 特別賞を授与する個人または団体（以下「被表彰者」という。）の選考は、第2条の表彰基準に基づき、愛知県高等学校文化連盟常任理事会（以下「選考会議」という。）において行う。

2 会長の判断により、選考会議は書面において実施することができるものとする。

(被表彰者の決定)

第5条 被表彰者は、選考会議の結果を受け、会長が決定する。

(表彰)

第6条 特別賞に係る賞状は愛知県高等学校文化連盟事務局が準備し、当該の個人または団体が所属する加盟校に送付する。

2 当該校の校長は、しかるべき機会に、校内において当該の個人または団体を顕彰する。

3 前2項に関わらず、選考会議の協議に基づき会長が必要と認めた場合は、会長が直接特別賞を授与することができるものとする。

附 則 この規程は、令和4年4月14日から施行する。

令和 年 月 日

愛知県高等学校文化連盟会長 殿

学校名 \_\_\_\_\_

校長名 \_\_\_\_\_ 印

### 愛知県高等学校文化連盟加盟申請書

- 1 学校名 \*全日制以外は課程名も記入してください。

\_\_\_\_\_

- 2 郵便番号・住所

〒

\_\_\_\_\_

- 3 電話番号・FAX番号

Tel \_\_\_\_\_ Fax \_\_\_\_\_

- 4 E-mailアドレス \*学校の代表アドレスをご登録ください。

\_\_\_\_\_

- 5 在籍生徒数 \*申請段階の数値をお書きください。

\_\_\_\_\_

- 6 加入申請理由

--

- 7 担当者 職・氏名

\_\_\_\_\_

愛知県高等学校文化連盟会長 殿

申請代表者住所

氏 名

愛知県高等学校文化連盟 専門部  
設 置 申 請 書

このことについて、専門部を設置していただきたく、関係書類を提出いたします。

1 申請理由

2 過去における活動の概況

3 部長会（予定者）

氏 名

所 属

職 名

勤務先住所

勤務先電話番号

4 部長予定者

氏 名

所 属

職 名

勤務先住所

勤務先電話番号

5 事務局の場所

名 称

住 所

電 話 番 号

6 団体における経費が明らかになる書類

予算書，決算書……別添のとおり

7 そ の 他

第2条第2項に定める事項を明らかにする書類……別添のとおり

令和 年 月 日

愛知県高等学校文化連盟会長 殿

学校名 \_\_\_\_\_

校長名 \_\_\_\_\_ 印

### 愛知県高等学校文化連盟脱退届

下記理由により、令和 年 月 日をもって愛知県高等学校文化連盟を脱退いたしたく、ここにお届けいたします。

記

様式

令和 年 月 日

愛知県高等学校文化連盟会長 殿

申請代表者住所

氏 名

愛知県高等学校文化連盟 専門部  
廃止（分離独立）申請書

このことについて、専門部を廃止（分離独立）していただきたく、関係書類を提出いたします。

1 申請理由

2 過去における活動の概況

・  
・  
・

以下省略